

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の 趣旨	裁 決 及 び 理 由	備 考
1	鹿児島県 知 事	鹿児島県出水市在住 48歳の男性	平.13. 7.18 手足の痺れ感、頭痛、 耳鳴り、腰痛、カラス曲がり等で 常に体が不調	平.13.12.26 (平.14. 1.27) (平.14. 3.28)	平.14. 4.25	水俣病 認 定	棄 却 四肢末梢の感覚障害、小脳性運動失調、平衡機能障害及び中枢性聴力障害は認められず、求心性視野狭窄及び中枢性眼球運動障害を認める積極的所見はない。また、小児水俣病に該当する臨床症候は認められない	審査請求人は、出水市で出生、昭和39年まで同市に居住 昭和39年～58年、神奈川県大和市及び平塚市に居住 昭和58年以降、出水市に居住
2	同 上	鹿児島県出水市在住 75歳の女性	平.13. 5.23 認定申請者は、毎日のように魚を食べ、その結果手足がカラス曲がりになったり、頭痛に悩まされていた	平.14. 3.27 (平.14. 5. 6) (平.14. 7. 8)	平.14. 8. 2	水俣病 認 定	棄 却 認定申請から死亡日までの期間が短く、検診が死亡当日に行われたことなどから、水俣病と認定するに足る医学的所見は得られておらず、また、その判断に資する資料の収集について処分庁の対応が不当であったとは言えない	審査請求人は、認定申請者の妻 認定申請者は、熊本県八代郡(当時)で出生 昭和22年以降、出水市に居住 認定申請者が、平成13年2月、鹿児島県に認定申請、同年4月死亡(享年75歳) 認定申請者の死亡後、審査請求人が同県に決定申請